

広島県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年二月十三日までの間、縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉舎豊栄線	世羅郡世羅町大字小国字四反田四二六番一地从 世羅郡世羅町大字小国字四反田四二六番一地从先 まで	令和六年一月二十九日